平成２４年（フ）第３２５号
徳島県鳴門市大麻町板東字西山田52番地の１、商業登記簿上の本店所在地徳島県鳴門市大麻町板東字宝蔵62番地の２
破産者　有限会社まなのストアー
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
北九州市小倉北区若富士町２番１―503号、商業登記簿上の本店所在地北九州市戸畑区中原新町２番１号
破産者　株式会社九州ビット
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５５号
福島県会津若松市高野町大字上高野字村前80番地
破産者　株式会社　弟橘
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第６号
栃木県足利市大橋町１丁目1828番地の21
破産者　ホリマサ商事有限会社
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１４号
群馬県桐生市東２丁目11番12号
破産者　有限会社魚けん
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５号
群馬県桐生市梅田町１丁目283番地の２、住民票上の住所群馬県伊勢崎市東小保方町3050番地16
破産者　橋本　謙一
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１１６５号
東京都小平市小川町１丁目502番地の46
破産者　八木　美勝
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９０号
三重県津市江戸橋２丁目33番地の３
破産者　有限会社リッキーオーモリ
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９１号
三重県度会郡玉城町上田辺1257番地、前住所三重県津市江戸橋２丁目33番地３
破産者　大森　重子
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４９号
島根県雲南市大東町大東1614番内第３地
破産者　株式会社ふくま
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
山口県下関市垢田町３丁目８番７号
破産者　くろがね鉄筋株式会社
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
愛媛県西予市宇和町明石1489番地
破産者　株式会社丸和組
１　決定年月日　平成25年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１５６５２号
埼玉県川口市八幡木３丁目29番６号
破産者　株式会社イノベーションフリー
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６５３号
埼玉県越谷市大成町１丁目2338
破産者　古巣　忠孝
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０１７号
東京都江戸川区北小岩４丁目37―23―302
破産者　松尾　善規
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５９０号
神奈川県横浜市泉区和泉町5627―１―308
堀内方、開始決定時の住所山梨県甲府市住吉３丁目29―13　ツインズＫ２－１－Ｂ
破産者　桐生　幸三
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７７号
東京都千代田区東神田３丁目４番12号
破産者　株式会社アンタレス
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７８号
東京都江東区南砂２丁目３－５―712
破産者　今野　一樹
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６４６号
東京都渋谷区恵比寿２丁目38―17―101、開始決定時の住所東京都品川区南大井５丁目13―１―304
破産者　土野　和朗
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４３号
東京都台東区浅草７丁目５番６号
破産者　株式会社佐藤
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４４号
静岡県伊東市大原３丁目４―25―Ａ203
破産者　佐藤雄司朗
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部